three characteristics had been there, namely the preferential treatment of white immigrants over the Asian immigrants. Second year, the focus of this research puts on the question how far the Japanese Immigration Policy has been analyzed by researchers. The outcome is not	Relo Associated Reposi	
Author     大沢、秀介(Osawa, Hideyuki) 築山, 欣央(Tsukiyama, Yoshio)       Publication year     2016       Jtitle     科学研究費補助金研究成果報告書 (2015.)       JalC DOI     Abstract       本研究は、これまでわが国においてあまり紹介されることのなかったアメリカの移民法制について、 包括的に検討することを目的として行われた。研究期間は3年間であった。第1年次は、 アメリカにおける移民法と移民政策の歴史的関係に焦点を合わせ、 その特色を指摘した。第2年次は、 わが国におけるアメリカ移民法制の研究動向を調査した。第3年次は、 第1年次と第2年次の成果をもとに、 現在のアメリカにおけるオメリガ移民法制の研究動向を調査した。第3年次は、 第1年次と第2年次の成果をもとに、 現在のアメリカにおけるオバマ大統領による移民法制改革問題を取り上げ、 権力分立の観点から検討した。 The aim of this research was to analyze the American Immigration Law and Policy as generally and deeply as possible. As Japan inevitably plunges into the aging country, the lessons which development of the American Immigration Law and Policy as generally and deeply as possible. As Japan inevitably plunges into the aging country, the lessons which development of the American Immigration Law and Policy and found that three characteristics had been there, namely the preferential treatment of white immigration sover the Asian immigrants. Second year, the focus of this research puts on the question how far the Japanese Immigration Policy has been analyzed by researchers. The outcome is not encouraging. Third year, based on the results of the first and the second year, the Dream Act issue was analyzed in connection with the President Obama's presidential orders.       Notes     研究期間: 2013 - 2015 課題番号: 25590008     研究期間: 2013 - 2015 課題番号: 7メリカ憲法	Title	アメリカ移民法制の包括的解析
築山, 成央(Tsukiyama, Yoshio)       Publication year     2016       Jtitle     科学研究費補助金研究成果報告書 (2015.)       JaLC DOI        Abstract     本研究は, これまでわが国においてあまり紹介されることのなかったアメリ力の移民法制について, 包括的に検討することを目的として行われた。研究期間は3年間であった。第1年次は, アメリカにおける移民法と移民政策の歴史的関係に焦点を合わせ, その特色を指摘した。第2年次は, わが国におけるアメリカ移民法制の研究動向を調査した。第3年次は, 第1年次と第2年次の成果をもとに, 現在のアメリカにおけるオバマ大統領による移民法制改革問題を取り上げ, 権力分立の観点から検討した。       The aim of this research was to analyze the American Immigration Law and Policy as generally and deeply as possible. As Japan inevitably plunges into the aging country, the lessons which development of the American Immigration Law and Policy ard generally and deeply as possible. As Japan inevitably plunges into the aging country, the lessons which development of the American Immigration Law and Policy ard found that three characteristics had been there, namely the preferential treatment of white immigration see the Asian immigration. Policy has been analyzed by researchers. The outcome is not encouraging. Third year, based on the results of the first and the second year, the Dream Act issue was analyzed in connection with the President Obama's presidential orders.       Notes     研究類間: 2013 - 2015 課題番号: 25590008 研究分野: アメリカ憲法       Genre     Research Paper	Sub Title	Analysis of American immigration law and policy
Publication year     2016       Jtitle     科学研究費補助金研究成果報告書 (2015.)       JaLC DOI     Abstract       本研究は, これまでわが国においてあまり紹介されることのなかったアメリカの移民法制について, 包括的に検討することを目的として行われた。研究期間は3年間であった。第1年次は, アメリカにおける移民法と移民政策の歴史的関係に焦点を合わせ, その特色を指摘した。第2年次は, わが国におけるアメリカ移民法制の研究動向を調査した。第3年次は, 第1年次と第2年次の成果をもとに, 現在のアメリカにおけるオ/マ大統領による移民法制改革問題を取り上げ, 権力分立の観点から検討した。       The aim of this research was to analyze the American Immigration Law and Policy as generally and deeply as possible. As Japan inevitably plunges into the aging country, the lessons which development of the American Immigration Law and Policy as generally and deeply as possible. As Japan inevitably plunges into the aging country, the lessons which development of the American Immigration Law and Policy and found that three characteristics had been there, namely the preferential treatment of white immigrants over the Asian immigration Policy has been analyzed by researchers. The outcome is not encouraging. Third year, based on the results of the first and the second year, the Dream Act issue was analyzed in connection with the President Obama's presidential orders.       Notes     研究揮目: 挑戦的萌芽研究 研究均間: 2013 ~ 2015 課題番号: 25590008 研究分野: アメリカ憲法       Genre     Research Paper	Author	
Publication year     2016       Jtitle     科学研究費補助金研究成果報告書 (2015.)       JaLC DOI     本研究は、 これまでわが国においてあまり紹介されることのなかったアメリカの移民法制について、 包括的に検討することを目的として行われた。研究期間は3年間であった。第1年次は、 アメリカにおける移民法と移民政策の歴史的関係に焦点を合わせ、 その特色を指摘した。第2年次は、 わが国におけるアメリカ移民法制の研究動向を調査した。第3年次は、 第1年次と第2年次の成果をもとに、 現在のアメリカにおけるオバマ大統領による移民法制改革問題を取り上げ、 権力分立の観点から検討した。       The aim of this research was to analyze the American Immigration Law and Policy as generally and deeply as possible. As Japan inevitably plunges into the aging country, the lessons which development of the American Immigration Law and Policy rovides are very valuable for Japan. With this concern, the research has been carried out over the three years. First year, the research focused on the historical development of the American Immigration Law and Policy and found that three characteristics had been there, namely the preferential treatment of while immigrants over the Asian immigration Policy has been analyzed by researchers. The outcome is not encouraging. Third year, based on the results of the first and the second year, the Dream Act issue was analyzed in connection with the President Obama's presidential orders.       Notes     研究運目: 挑戦的萌芽研究 研究別間: 2013 ~ 2015 課題番号: 25590008 研究分野: アメリカ憲法       Genre     Research Paper		築山, 欣央(Tsukiyama, Yoshio)
Jittle     科学研究費補助金研究成果報告書(2015.)       JaLC DOI     本研究は、これまでわが国においてあまり紹介されることのなかったアメリカの移民法制について、 包括的に検討することを目的として行われた。研究期間は3年間であった。第1年次は、 アメリカにおける移民法と移民政策の歴史的関係に焦点を合わせ、 その特色を指摘した。第2年次は、 わが国におけるアメリカを民法制の研究動向を調査した。第3年次は、 第1年次と第2年次の成果をもとに、 現在のアメリカにおけるオパマ大統領による移民法制改革問題を取り上げ、 権力分立の観点から検討した。       The aim of this research was to analyze the American Immigration Law and Policy as generally and deeply as possible. As Japan inevitably plunges into the aging country, the lessons which development of the American Immigration Law and Policy as generally and deeply as possible. As Japan inevitably plunges into the aging country, the research focused on the historical development of the American Immigration Law and Policy and found that three characteristics had been there, namely the preferential treatment of white immigrants over the Asian immigration Policy has been analyzed by researchers. The outcome is not encouraging.Third year, based on the results of the first and the second year, the Dream Act issue was analyzed in connection with the President Obama's presidential orders.       Notes     研究種目: 挑戦的萌芽研究 研究期間: 2013 ~ 2015 課題番号: 25590008 研究分野: アメリカ憲法       Genre     Research Paper	Publisher	
JaLC DOI       Abstract     本研究は, これまでわが国においてあまり紹介されることのなかったアメリカの移民法制について, 包括的に検討することを目的として行われた。研究期間は3年間であった。第1年次は, アメリカにおける移民法と移民政策の歴史的関係に焦点を合わせ, その特色を指摘した。第2年次は, わが国におけるアメリカ移民法制の研究動向を調査した。第3年次は, 第1年次と第2年次の成果をもとに, 現在のアメリカにおけるオバマ大統領による移民法制改革問題を取り上げ, 権力分立の観点から検討した。       The aim of this research was to analyze the American Immigration Law and Policy as generally and deeply as possible. As Japan inevitably plunges into the aging country, the lessons which development of the American Immigration Law and Policy and found that three characteristics had been there, namely the preferential treatment of white immigrants over the Asian immigrants. Second year, the focus of this research puts on the question how far the Japanese Immigration Policy has been analyzed by researchers. The outcome is not encouraging.Third year, based on the results of the first and the second year, the Dream Act issue was analyzed in connection with the President Obama's presidential orders.       Notes     研究種目: 挑戦的萌芽研究 研究分野: アメリカ憲法     研究相目: アメリカ憲法	Publication year	2016
Abstract     本研究は, これまでわが国においてあまり紹介されることのなかったアメリカの移民法制について, 包括的に検討することを目的として行われた。研究期間は3年間であった。第1年次は, アメリカにおける移民法と移民政策の歴史的関係に焦点を合わせ, その特色を指摘した。第2年次は, わが国におけるアメリカ移民法制の研究動向を調査した。第3年次は, 第1年次と第2年次の成果をもとに, 現在のアメリカにおけるオバマ大統領による移民法制改革問題を取り上げ, 権力分立の観点から検討した。       不自im of this research was to analyze the American Immigration Law and Policy as generally and deeply as possible. As Japan inevitably plunges into the aging country, the lessons which development of the American Immigration Law and Policy and found that three characteristics had been there, namely the preferential treatment of white immigrants over the Asian immigrants. Second year, the focus of this research puts on the question how far the Japanese Immigration Policy has been analyzed by researchers. The outcome is not encouraging.Third year, based on the results of the first and the second year, the Dream Act issue was analyzed in connection with the President Obama's presidential orders.       Notes     研究種目:挑戦的萌芽研究 研究分野:アメリカ憲法     研究相Sign 2015 課題番号: 25590008 研究分野: アメリカ憲法	Jtitle	科学研究費補助金研究成果報告書 (2015.)
これまでわが国においてあまり紹介されることのなかったアメリカの移民法制について、 包括的に検討することを目的として行われた。研究期間は3年間であった。第1年次は、 アメリカにおける移民法と移民政策の歴史的関係に焦点を合わせ、 その特色を指摘した。第2年次は、 わが国におけるアメリカ移民法制の研究動向を調査した。第3年次は、 第1年次と第2年次の成果をもとに、 現在のアメリカにおけるオバマ大統領による移民法制改革問題を取り上げ、 権力分立の観点から検討した。The aim of this research was to analyze the American Immigration Law and Policy as generally and deeply as possible. As Japan inevitably plunges into the aging country, the lessons which development of the American Immigration Law and Policy as generally and deeply as possible. As Japan inevitably plunges into the aging country, the lessons which development of the American Immigration Law and Policy and found that three characteristics had been there, namely the preferential treatment of white immigrants over the Asian immigration Policy has been analyzed by researchers. The outcome is not encouraging. Third year, based on the results of the first and the second year, the Dream Act issue was analyzed in connection with the President Obama's presidential orders.Notes研究種目: 挑戦的萌芽研究 研究知聞: 2013 ~ 2015 課題番号: 25590008 研究分野: アメリカ憲法GenreResearch Paper	JaLC DOI	
Notes     研究種目:挑戦的萌芽研究 研究期間: 2013 ~ 2015       課題番号: 25590008       研究分野: アメリカ憲法       Genre     Research Paper	Abstract	これまでわが国においてあまり紹介されることのなかったアメリカの移民法制について, 包括的に検討することを目的として行われた。研究期間は3年間であった。第1年次は, アメリカにおける移民法と移民政策の歴史的関係に焦点を合わせ, その特色を指摘した。第2年次は, わが国におけるアメリカ移民法制の研究動向を調査した。第3年次は, 第1年次と第2年次の成果をもとに, 現在のアメリカにおけるオバマ大統領による移民法制改革問題を取り上げ, 権力分立の観点から検討した。 The aim of this research was to analyze the American Immigration Law and Policy as generally and deeply as possible. As Japan inevitably plunges into the aging country, the lessons which development of the American Immigration Law and Policy as generally and deeply as possible. As Japan inevitably plunges into the aging country, the lessons which development of the American Immigration Law and Policy provides are very valuable for Japan. With this concern, the research has been carried out over the three years. First year, the research focused on the historical development of the American Immigration Law and Policy and found that three characteristics had been there, namely the preferential treatment of white immigrants over the Asian immigrants. Second year, the focus of this research puts on the question how far the Japanese Immigration Policy has been analyzed by researchers. The outcome is not encouraging.Third year, based on the results of the first and the second year, the Dream Act issue
	Notes	研究種目:挑戦的萌芽研究 研究期間:2013~2015 課題番号:25590008
URL https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KAKEN_25590008seika	Genre	Research Paper
	URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KAKEN_25590008seika

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 科学研究費助成事業

研究成果報告書

科研費

平成 2 8 年 5 月 1 9 日現在

機関番号: 32612 研究種目: 挑戦的萌芽研究 研究期間: 2013~2015 課題番号: 25590008 研究課題名(和文)アメリカ移民法制の包括的解析

研究課題名(英文)Analysis of American Immigration Law and Policy

研究代表者

大沢 秀介 (Osawa, Hideyuki)

慶應義塾大学・法学部・教授

研究者番号:40118922

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文): 本研究は、これまでわが国においてあまり紹介されることのなかったアメリカの移民法制 について、包括的に検討することを目的として行われた。研究期間は3年間であった。第1年次は、アメリカにおける移 民法と移民政策の歴史的関係に焦点を合わせ、その特色を指摘した。第2年次は、わが国におけるアメリカ移民法制の 研究動向を調査した。第3年次は、第1年次と第2年次の成果をもとに、現在のアメリカにおけるオバマ大統領による移 民法制改革問題を取り上げ、権力分立の観点から検討した。

研究成果の概要(英文): The aim of this research was to analyze the American Immigration Law and Policy as generally and deeply as possible. As Japan inevitably plunges into the aging country, the lessons which development of the American Immigration Law and Policy provides are very valuable for Japan. With this concern, the research has been carried out over the three years. First year, the research focused on the historical development of the American Immigration Law and Policy and found that three characteristics had been there, namely the preferential treatment of white immigrants over the Asian immigrants. Second year, the focus of this research puts on the question how far the Japanese Immigration Policy has been analyzed by researchers. The outcome is not encouraging. Third year, based on the results of the first and the second year, the Dream Act issue was analyzed in connection with the President Obama's presidential orders.

研究分野: アメリカ憲法

キーワード: 移民法 ドリーム法 不法移民 移民政策 アリゾナ移民執行法 大統領命令 権力分立

1.研究開始当初の背景

(1)わが国では移民についての学問的関心 は高いものがある。とくにハワイやアメリカ 本土への移民の歴史については多くの研究 がなされてきた。しかし、アメリカ移民法に ついては、歴史的及び社会的背景を踏まえた 研究はほとんど見られなかった。

(2) わが国の移民政策に関する政策的提言についても研究は乏しかった。また、政府も移民政策に関する確固とした方針は示してこなかった。ただ、民間の経済界や政党からはしばしば移民政策に対する提言がなされていた。ただし、その際の提言の根拠として、アメリカの移民政策に触れるものは少なかった。

2.研究の目的

(1) グローバル社会の進展が世界的に見られ る中で、わが国でも移民の受け入れが喫緊の 課題として認識される必要が生じている。た だし、そこでは移民に関しては国家による外 国人の出入国規制のあり方がかかわるため、 その法制の実現にあたっては慎重な対応が 求められている。他方わが国が今後も少子化 時代および高齢化社会時代の中で経済的発 展を図るためには、移民の受け入れも検討す る必要が生じている。

(2)このようなわが国における今後の移民政策の検討にあたっては、「移民の国」として知られるアメリカの移民法制を検討することが必要となる。アメリカの移民法制の変遷とそれを支えた立法府や執行府の対応、そして司法府の判断を明らかにすることによって、わが国における今後の指針に対する示唆を得ることが可能となる。このような点を明らかにすることが、本研究の目的である。

3.研究の方法

(1)本研究課題で採られた研究方法として、 以下の2点があげられる。第1に、アメリカ における移民法関連の文献の調査、検討とい う方法である。アメリカでは、すでに述べた ように、「移民の国」と呼ばれる状況の中で、 数多くの関連文献が毎年出版されている。ア メリカのロー・スクールでは、移民法の分野 が必須の履修科目となっている。多くの卒業 生もこの分野を専門とする法曹になってい る。そこで、アメリカの移民法の文献の中か ら代表的な書物を時系列的に追うことが必 要であると思われたため、まずそのような方 法を第1の研究方法とした。

(2) 第2の研究方法として、アメリカで移民 法の研究者や実務家からの情報入手や意見 交換そしてインタビューを行うという手法 を用いた。このような手法は、アメリカのよ うな広大な領土を有する国家のトピックを 対象とするときには必須のものである。とく にアメリカは連邦制を採用しており、移民法制についても連邦レベルと州レベルの二層 構造となっていることも、その方法の採用の 有効性を示している。

4.研究成果

(1) 本研究課題によって得られた成果として、以下で研究の主な成果、研究成果の業績としての有用性を述べた後に、今後の展望について触れることにしたい。まず研究の成果については、これまでの3年間にわたって行った研究の成果を年度順に見ていくことにしたい。

(2) 第1年度の成果としては、慶應義塾大学 法学部の機関誌である『法学研究』87巻2号 に掲載した論文があげられる。この論文では、 2つの点に焦点を当てている。第1点は、ア メリカのオバマ政権が移民制度の包括的改 革を掲げ、その具体策として提案している内 容を紹介しつつ検討することである。この改 革は、これまで連邦議会でたびたび提案され てきた正式な入国書類を有しない移民の子 弟に対して一定の法的地位を認めようとす る法案が可決されない中で、執行府が積極的 に対応しようとはかるものである。もっとも、 このような執行府の対応には、憲法上の批判 も含めて批判も強いものがある。そこで、そ のような批判について検討を加えた。第2点 は、アメリカの移民法制の歴史的性格につい て検討を加えることである。この点について、 アメリカの初期の移民法制における州の権 限が、なお現在においてもその位置付けをめ ぐって論争されていることを指摘した上で、 具体的にメキシコ系移民をめぐる歴史、現状 を中心に検討を加えた。その結果、そこでは、 アメリカにおける移民政策の3つの特色、す なわち移民と市民権獲得との密接な関係、移 民の中で白人を優遇してきた歴史、移民規制 をめぐる連邦と州との複雑な関係が明らか にされた。

(3) 第2年度の成果としては、3つの点があ げられる。第1に、アメリカの移民法学者か らの情報入手と意見交換をはかったこと、わ が国の外国人受け入れ状況を検討したこと があげられる。アメリカの移民法学者の学会 には教授レベルと若手研究者レベルの2つ が存在する。とくに教授レベルでは、アメリ カの移民政策について具体的な政策提言を 含めて盛んに議論されていることが見られ、 その点でわが国の移民関連学会が政策提言 に関して対照的な地位にいるとの印象を持 った。そこで、わが国においてブラジルを中 心にわが国に来て工場等で働いている外国 人労働者の人々が居住する集住団地してと して著名な愛知県の保見団地での現地調査 を行った。さらに、わが国での外国人労働者 の問題に対する施策を具体的に検討するた めに、静岡県、豊田市、浜松市などを訪れ、

そこで得られた知見を基に論文を執筆した。 これが第2の成果である。第3の成果として は、オバマ政権が進める移民制度改革に関す る一連の動向に対して、学界がどのような反 応を示しているのかを検討した。その結果と して、移民制度に関するオバマ政権の政策案 に対して、憲法上の観点から権力分立原理に 反すると主張する議論を紹介する論文を、松 井茂記・長谷部恭男・渡辺康行編『自由の法 理 阪本昌成先生古稀記念論文集』(2015年、 成文堂) に執筆・寄稿した。その論文の執筆 にあたっては、いま述べた批判的な議論を展 開する代表的な論者として知れられるのが、 カリフォルニア大学バークレー校ロースク ールのジョン・ユー教授であることから、日 本を訪問中であったユー教授を招いた講演 会が開かれたのを契機に、ユー教授と意見交 換を行った。ユー教授が講演会で示した見解 は、オバマ政権の移民制度改革は、大統領命 令によって移民制度を改革しようとするも のであり、それは本来立法によってなされる べきことを、大統領権限を行使して行うこと になるから、合衆国憲法上定められる大統領 の誠実法執行の義務に反するというもので あった。もっとも、このような見解について は、憲法の文言をやや厳格に解釈しすぎてい るのではないかという印象があり、その点に ついては、前述の論考の中で指摘しておいた。

(4) 第3年度の研究成果としては、3つの点 があげられる。第1に、アメリカ憲法研究者 による「現代アメリカの憲法問題と司法」研 究会において、8月1日に報告を行った。こ の報告については、その後「移民と憲法問題」 と題する論文として改めて作成した。そして、 この論文は、2016年中に成文堂から出版さ れる予定の『現代アメリカの憲法問題と司 法』と題する書物の中に1つの章の形で所収 の予定である。なお、この論文においては、 アメリカにおける移民問題の歴史を振り返 った後に、正式な入国書類を有しない移民の 子弟のうち一定の要件をみたした者に合法 的な地位を与えるオバマ大統領の命令に関 する合憲性の問題を取り上げた。そこでは、 この問題は、移民問題に止まらない行政国家 における大統領権限にかかわる権力分立上 の問題があるとした上で、移民問題がまさに その焦点にあることを指摘しておいた。第2 に、アメリカの移民法およびそれにかかわる 憲法問題について、判例報告を積極的に行っ たことがあげられる。具体的な研究報告とし ては、2015年10月10日に学習院大学で行わ れた「合衆国最高裁判所判例研究会」におい て、ケリー対ディン (Kerry v. Din, No. 13-1402 June 15, 2015) について「Consular Nonreviewability の法理とデュー・プロセ ス」と題して報告を行った。また、11月21 日には、慶應義塾大学で開催された「アメリ カ憲法判例研究会」で、プライラー対ドー (Plyler v. Doe, 457 U.S. 202 (1982))につい

て、「不法外国人児童の入学拒否の合憲性」 と題して報告を行った。後者のプライラー事 件に関する報告については、アメリカ憲法判 例研究会の参加者による寄稿によって構成 され、成文堂から2016年中に出版予定の『ア メリカ憲法と教育』の1つの章として所収さ れる予定である。第3に、前述した2015年 3月に来日したカリフォルニア州立大学バー クレー校ロー・スクールのジョン・ユー教授 の講演について、邦訳をするにあたって監修 を行い、それを慶應義塾大学法学部の機関誌 である『法学研究』88巻6号に掲載した。

(5) 今後の展望について、以下のように2点 を中心に述べておくことにしたい。第1に、 今後のアメリカの移民法制の展開について である。アメリカの移民法制は、これまでし ばしば包括的な制度改革が必要であるとさ れてきた。ただ、そのような改革の必要性が 認識されながらも、その改革はこれまでしば しば頓挫してきた。例えば、連邦議会はこれ までたびたび移民制度の改革案を提案して きたが、議案の通過に必要な多数の賛成を得 られてこなかった。そのような事情を背景に オバマ政権による DOMA をはじめとする 種々の政策が打ち出されてきた。このような 制度改革の停滞が続く背景としては、やはり メキシコ国境と隣接するカリフォルニアや アリゾナ、テキサスなどの諸州に見られる根 強い反対が存在しているためと考えられる。 もっとも、経済界とくにメキシコ国境沿いの 諸州における農園経営者にとっては、安価な 労働力を必要とする度合いは高いことも事 実であり、その意味では何らからの妥協が成 立する可能性が高い。また最近のアメリカ移 民法に見られるもう一つの特色は、グローバ ル社会の進展の中でアメリカの産業界、とく に IT 業界を中心に優秀な人材を強く求めて いることにあり、この観点から外国人労働者 の確保に動く可能性がある。その意味で、今 後の移民法の動向には大きな変化が予想さ れる。もう1点は、本研究課題の大きな眼目 の1つしてきたわが国における外国人労働者 に関する議論が近年それほど目立って行わ れないことがあげられる。もちろん、時折優 秀な外国人について、出入国管理法の規制を 緩和してわが国での労働を促進しようとす る動きも見られるが、それほど継続的な強い 主張になっているわけではないように思わ れる。その意味では、本研究課題が開始され たときと比べ、議論がそれほど煮詰まったも のとなっているわけではない。しかし、今後 のわが国が突入する少子化社会、高齢化社会 の中で、移民問題を検討する意義はまずます 増大しているといえる。このような中で、ア メリカの移民法及び移民政策の研究をさら に深化させることが強く求められており、そ のための努力が必要とされている。例えば、 オバマ政権の移民制度改革案の合憲性につ いて、連邦最高裁の判決が近々予想されてお

り、それが下された場合には、合憲違憲いず れの判断が下された場合においても、今後の アメリカ移民法の動向に大きな影響をもた らすと考えられるところである。研究の継続 の必要性は高いと思われる。

5. 主な発表論文等 (研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

<u>大沢秀介</u>、移民と憲法問題、大沢秀介・大 林啓吾編『現代アメリカの憲法問題と司法審 査』(仮題)、成文堂、査読無、2016、未定

<u>大沢秀介</u>、DOMA における憲法問題、松 井茂記・長谷部恭男・渡辺康行編『自由の法 理 阪本昌成先生古稀記念論文集』、成文堂、 査読無、2015、211 - 242

<u>大沢秀介</u>・築山欣央、多文化共生施策をめ ぐる課題 豊田市及び静岡県を具体例とし て、現代マネジメント学部紀要(愛知学泉大 学) 査読無、3巻1号、2014、25-42、 <u>https://gakusen.repo.nii.ac.jp</u>

<u>大沢秀介</u>、アメリカにおける移民政策・移 民法に関する一考察、法学研究(慶應義塾大 学)、査読無、87 巻 2 号、2014、1 - 28, koara.lib.keio.ac.jp

〔学会発表〕(計3件)
<u>大沢秀介</u>、不法外国人児童の入学拒否の合
憲性、アメリカ憲法判例研究会、2015年11
月21日、慶應義塾大学(東京都、港区)

<u>大沢秀介</u>、Consular Nonreviewabilityの 法理とデュー・プロセス、合衆国最高裁判所 判例研究会、2015 年 10 月 10 日、学習院大 学(東京都、豊島区)

<u>大沢秀介</u>、移民と憲法問題、現代アメリカ 研究会、2015 年 08 月 01 日、成文堂(東京 都、新宿区)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕 出願状況(計0件)

## 名称:

発明者: 権利者: 種類: 番号: 出願年月日: 国内外の別:

取得状況(計0件)

番号: 取得年月日: 国内外の別: 〔その他〕 ホームページ等 6.研究組織 (1)研究代表者 大沢 秀介(OSAWA, Hideyuki) 慶應義塾大学・法学部・教授 研究者番号:40118922

(2)研究分担者 なし

名称:

発明者:

権利者:

種類:

(3)連携研究者 (

)

研究者番号:

(4)研究協力者築山 欣央(TSUKIYAMA, Yoshio)愛知学泉大学・客員研究員

<sup>〔</sup>雑誌論文〕(計4件)